

医師の子育て支援のための規約

- 第 1 条 【目 的】 医師の子育て支援として、勤務と子育てを両立する勤務環境を整備するため、規約を定める。
- 第 2 条 【期 間】 この規約での雇用契約期間は 1 年間とする。但し期間満了の 1 ヶ月以前に申し出のない限り、当該児が満 12 歳に達する年の年度末まで自動的に継続するものとする。
- 第 3 条 【報 酬】 医師給与規定に則る常勤医師の固定給与の 9 割とする
- 第 4 条 【支払方法】 毎月給与支給日 28 日と賞与支給日（7 月、12 月）に支払う。賞与は半期の在籍率及び出勤率により計算する。
- 第 5 条 【勤 務 地】 出雲徳洲会病院及び徳洲会グループ病院
（診療応援・病院長と協議し決定）
- 第 6 条 【待 遇】 医師として契約し、役職を命ずることがある。
- 第 7 条 【そ の 他】 a. 始業・終業の時刻等: 始業（8 時 30 分） 終業（17:00） 休憩（60 分）
（但し、子育て支援フレックスタイム制 利用可能）
b. 夕診、当直担当業務なし、夜間休日の呼出勤務なし
c. 週 5 日勤務(休日：土日祝日)
d. 年間休日 135 日（※通常 114 日）（土日祝日、他子育て支援特別休暇附与）
e. 有給休暇入職時 10 日附与
（但し 2 回目附与は入職 1.5 年経過後の 10 月、以降就業規則に則る）
f. 学会出張 年 4 回（学会出席規定に則る）
g. 本規約及び就業規則等に定めのない事項については、協議のうえ決定する。
- 第 8 条 【雇用契約】 この規約に同意し勤務するときは、書面に署名捺印の上、雇用契約を締結する。

以上

令和 8 年 1 月 1 日施行